

2025年調査用

経済産業省生産動態統計調査

楽 器
家 具
文 具
玩 具
革 靴
製 革

月報記入要領

[調査票番号 5020、5030、5050、5080、5100、5110]



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査票
情報の秘密の保護に
万全を期します。

2025年1月

経済産業省大臣官房調査統計グループ

鉦工業動態統計室

◆ 間違いやすい記入例 ◆

調査票の記入の際、間違いやすい主な記入例と確認ポイントについてまとめました。

間違いやすい記入例	正しい報告のために（確認ポイント）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定義外の品目分を計上 ・ 定義内の品目分を未計上 	<p>調査票記入要領に記載してある調査品目の定義や品目例示、生産などの調査項目の定義を確認してください。</p> <p>調査票の記入担当者が、貴事業所での製造品と調査品目の関連について必ずしも熟知していないと思われる場合には、定期的に、貴事業所における製造品に詳しい方が調査の報告内容について確認してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外生産分を生産に計上 	<p>本調査は、国内に所在し、かつ、調査品目を国内で生産している事業所が対象です。「生産」には、海外に所在する関連企業の生産分を含めないでください。</p> <p>ただし、貴事業所で生産する調査品目と同じ品目を貴事業所が海外から受け入れた場合には、「受入」、「出荷」、「在庫」などに計上してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 三国間貿易分を計上 	<p>海外との帳簿上のみの輸出、輸入などの取引は、調査の対象にはなりません。実際に海外生産分を受け入れた場合には、「受入」、「出荷」、「在庫」などに計上してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 在庫量の推計 	<p>在庫には、月末の实在庫量を記入していただくのが原則です。</p> <p>どうしても毎月把握できない場合に限って、計算による算出もやむを得ませんが、この場合でも、必ず定期的（四半期や半期など）に实在庫量を確認して報告してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 重複報告 	<p>自事業所（A工場）に他事業所（B工場）分を含めて報告している場合、当初は、A・B両工場の担当者に認識があったものの、担当者が替わるなどしてその状況が不明になり、いつの間にかB工場も調査票を提出している、というケースも考えられます。必ず、定期的に確認してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 単位誤り 	<p>調査票に記入の際は、調査票上に記載されている単位を確認の上、記入してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 月末従事者数の誤り 	<p>「事業所」の月末従事者数には、貴事業所に常時従事している全ての人数（生産及び管理などの業務に常時従事している人数）を記入します。</p> <p>一方で、「〇〇部門」（機械器具月報は「当該品目群」以下同様）の月末従事者数には、貴事業所のうち当該調査品目の生産及び管理などの業務に常時従事している人数を記入します。</p> <p>したがって、「事業所」の月末従事者数は、「〇〇部門」の月末従事者数と比べて多いか等しくなります。</p>

記入した内容（記入欄、桁等）に間違いがないかどうか、提出前に今一度御確認をお願いします。また、これまでの報告内容に間違いがあったとお気づきの場合や、記入に関する疑問点などがありましたら、「9. 調査票に関する連絡先」（目次参照）の＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞まで御連絡ください。

◆オンライン提出に関するQ&A◆

Q 1	紙調査票で提出していますが、オンラインでの提出に切替えたいのですが。
A 1 -①	送付された調査関係書類にオンライン提出に必要な「ログイン情報（政府統計コード・調査対象者 ID・初期パスワード）」が同封されている場合は、申込み不要で利用いただけます。政府統計オンライン調査システムへのログイン⇒ https://www.e-survey.go.jp/
A 1 -②	「ログイン情報」が同封されていない場合は、本書 2 1 ページの「オンライン提出希望確認書【新規届】」をコピー（PDF 形式）していただくか、下記問合せ先のサイト（URL）から Excel 形式の「オンライン提出希望確認書【新規届】」を出力し、全ての項目を記入の上、下記 E-MAIL で提出してください。提出から約 2 週間後にログインのための調査対象者 ID・初期パスワードを郵送でお送りします。なお、オンライン提出の開始希望月を将来に設定された際には開始希望月付近で送付します。
Q 2	変更したパスワードを忘れてしまいました。
A 2	政府統計オンライン調査システム上の連絡先情報にメールアドレスの登録が済んでいる場合は、「パスワードの再発行画面」からパスワードの再発行を行っていただくことが可能です。パスワードの再発行⇒ https://www.e-survey.go.jp/onlinec/reissuePassword なお、メールアドレスの登録が行われていない等で、上記の対応ができない場合は、パスワードの初期化を行いますので、下記「統計情報システム室オンライン調査担当」まで連絡してください。初期化手続き後に「ログイン情報」に記載の初期パスワードでログインし、再度、パスワードの変更をお願いします。
Q 3	「ログイン情報」を紛失してしまいました。
A 3	第三者の不正アクセスの原因となり得るため、至急下記「統計情報システム室オンライン調査担当」まで連絡してください。
Q 4	オンラインで提出できなくなりました。
A 4	Excel のバージョン変更や社内セキュリティ設定などにより、電子調査票の機能を利用いただけない場合があります。その場合は、紙調査票での提出に切替えをお願いします。本書 2 ページの「9. 調査票に関する連絡先」に「オンライン提出ができなくなったため紙調査票での提出に切替える。」ことを連絡の上、紙調査票にて提出してください。
Q 5	担当者（連絡先）が変更となりました。
A 5	本書 2 2 ページの「オンライン提出希望確認書【変更届】」をコピー（PDF 形式）していただくか、下記問合せ先のサイト（URL）から Excel 形式の「オンライン提出希望確認書【変更届】」を出力し、変更内容を含む全ての項目を記入の上、下記 E-MAIL まで提出してください。

【オンライン調査に関する問合せ先】

経済産業省大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室オンライン調査担当
 [電話番号] 03-3501-1090 [E-MAIL] bzl-stats-info@meti.go.jp
 経済産業省 HP オンラインによる統計報告（上記以外の Q&A も掲載しています。）
 (URL) <https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/onchotop.html>

— お願い —

「ログイン情報」は厳重に保管してください。担当者が替わられても「調査対象者 ID」や「パスワード」の情報は継続して使用していただけます。

メール等での問合せの際には、「調査対象者 ID」「担当者氏名」「電話番号」を記入してください。なお、セキュリティ確保のため「パスワード」は記入しないでください。

楽器・家具・文具・玩具・革靴・製革月報記入要領

目次

1. 調査の目的	1
2. 秘密の保護	1
3. 調査の対象	1
4. 報告義務等	1
5. 調査期日及び調査期間	2
6. 調査票の提出先、部数、期日及び提出方法	2
7. 休業、廃業、転業及び名称変更等	2
8. 結果の公表	2
9. 調査票に関する連絡先	2

〔記入注意事項〕

1. 一般事項	3
2. コード欄の記入について	3
3. 一括事業所の調査票の記入について	4
4. 特定事業所対象（本社）の調査事項	4
5. 共通調査項目別事項	4
(1) 製品欄	4
(2) 労務欄	6
(3) 備考欄	6

〔月報別記入注意事項〕

《楽器月報》	7
(1) 調査項目	7
(2) 調査品目	7
《家具月報》	9
(1) 調査品目	9
(2) 生産能力	11
《文具月報》	13
(1) 調査品目	13
(2) 生産能力	13

《玩具月報》	15
(1) 調査対象	15
(2) 調査品目	15
《革靴月報》	16
(1) 調査品目	16
《製革月報》	17
(1) 「1-1. 製品」欄	17
(2) 「1-2. 製品－販売内訳」欄	17
調査票のオンライン提出について	18
調査票様式	23

楽器・家具・文具・玩具・革靴・製革月報記入要領

この記入要領は、楽器、家具、文具、玩具、革靴、製革に関する経済産業省生産動態統計調査（基幹統計調査）の記入の仕方についてとりまとめたものです。

この調査の対象となる事業所の報告者は、この記入要領に従って調査票に正確に記入し、提出期日までに経済産業大臣へ提出してください。

1. 調査の目的

この調査は、鉦工業生産の動態を明らかにし、鉦工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とし、統計法に基づく基幹統計を作成するため、経済産業省が経済産業省生産動態統計調査規則によって実施するものです。

2. 秘密の保護

この調査により報告された記入内容は、統計法第41条によって保護されています。したがって、徴税事務などに使用されることはありません。

3. 調査の対象

この調査の対象事業所は、経済産業省生産動態統計調査規則に規定されており、楽器、家具、文具、玩具、革靴、製革に関する調査票に記載された調査品目を生産する国内の事業所であって、第1表に掲げる従事者区分に該当する事業所（以下「工場」という。）が調査の対象となります。

また、楽器月報は、自社工場で生産した調査品目の販売管理を行っている企業の本社（以下「特定事業所」という。）について、家具月報は、部品あるいは半製品を購入又は支給されて加工、組立て完成品とする工場についても調査の対象となります。

なお、調査品目について生産の委託などを行っている事業所で、経済産業大臣が指定する事業所（以下「一括事業所」という。）を含みます。

第1表 調査票、調査品目及び従事者区分

調	査	票	調査の対象となる事業所の従事者規模区分
楽	器	月報	20人以上
家	具	月報	50人以上
文	具	月報	20人以上
玩	具	月報	10人以上
革	靴	月報	10人以上
製	革	月報	10人以上

4. 報告義務等

この調査の対象となる工場又は企業の管理責任者（報告者）は、調査票に掲げる事項について報告することが、統計法第13条（報告義務）で義務付けられているほか、必要に応じて、同法第15条（立入検査等）の規定の適用があります。

なお、報告者がこれらの規定に反し、報告を拒んだり、虚偽の報告をしたり、立入検査に応じない場合などには、統計法第60条、第61条に基づいて罰せられることがあります。

5. 調査期日及び調査期間

この調査の調査期日は、毎月末日現在です。調査期間は、原則として毎月1日から末日までの1か月間となっています。やむを得ない場合は、一定の日（例えば25日、20日など）を定めて、その日から1か月前の期間を調査期間とすることは差支えありません。ただし、一度定めた調査期間は特別な事情がない限り変更しないようにしてください。

なお、調査期間を変更した場合は、調査票の備考欄にその旨を必ず記入してください。

6. 調査票の提出先、部数、期日及び提出方法

調査票は、経済産業大臣へ翌月15日までに1部提出してください。

調査票は、紙による提出のほか、オンラインによる提出方法があります。

なお、オンラインによる提出は「政府統計オンライン調査システム」を利用します。紙調査票報告事業所に対して12月に送付された、2025年用「調査関係書類一式」に同封の「内訳表」裏面に「ログイン情報（調査対象者ID・初期パスワード）」が記載されている事業所は、既に本システムの利用が可能です。記載がない事業所で、オンラインによる提出を希望される場合は、「調査票のオンライン提出について」（18～22ページ）を参照してください。

7. 休業、廃業、転業及び名称変更等

(1) 休業、廃業、転業、名称変更などの場合は、「9. 調査票に関する連絡先」に、その旨を連絡してください。

(2) 休業の場合は、調査品目の製品在庫がなくなるまで毎月調査票を提出してください。また操業を再開した場合は、直ちに調査票を提出してください。

(3) 廃業又は転業の場合は、翌月の調査票から提出する必要はありません。

ただし、いずれの事由であっても、調査品目の製品在庫がある場合は、「9. 調査票に関する連絡先」にその旨を連絡し、指示に従ってください。

8. 結果の公表

この調査の集計結果は、「経済産業省生産動態統計速報」、「経済産業省生産動態統計確報」、「経済産業省生産動態統計年報」として、インターネットにより公表しています。

経済産業省生産動態統計調査のホームページ：

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/>

9. 調査票に関する連絡先

【記入方法などに関する問合せ先】

<経済産業省生産動態統計調査事務局>

電話：0120-172-938（通話料無料）

[受付時間] 平日 9:00～18:00（平日12:00～13:00、土・日・祝日・年末年始を除く）

【調査に関する問合せ先】

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ 鉦工業動態統計室 資源・生活用品班

住 所 〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話代表 03-3501-1511 内線 2868

〔記入注意事項〕

1. 一般事項

(1) 記入数字について

調査票の該当する欄に正確かつ明瞭に記入してください。

数字は全て算用数字を用い、**単位未満は四捨五入**してください。

実績があっても単位未満四捨五入で0になる場合は、「0」と記入してください。

実績がない場合は空欄としてください。

(2) 訂正等について

(調査票提出前)

調査票に、あらかじめ印刷されている情報に訂正がある場合は、赤色で二重線を引き訂正内容を記載してください。また、事業所番号、企業名、事業所名、本社又は本店所在地、事業所所在地、法人番号の印刷（印字）がない場合は、記載いただくようお願いします。

(調査票提出後)

報告数値等に訂正が生じた場合には、その都度速やかに調査票の提出先（9. 調査票に関する連絡先：2ページ参照）に報告してください。報告をもとに担当者が訂正内容（①～⑧）について確認しますので、訂正方法などについては、担当者の指示に従ってください。

- ① 企業名・事業所名・事業所番号・法人番号
- ② 調査票名・調査票番号
- ③ 品目名・品目番号
- ④ 調査項目名
- ⑤ 訂正期間
- ⑥ 訂正発生要因
- ⑦ 連絡先（担当部署名・担当者名・電話番号・FAX番号）
- ⑧ 訂正発生時期からの既報告値と訂正值

2. コード欄の記入について

(1) 提出調査票の該当月の記入は、調査票欄外（下段）の所定コード欄（年月分）に、例えば、1月～9月は01～09として2桁数字で記入してください。

(2) 事業所番号欄の都道府県（2桁）及び整理番号（8桁）欄には、この調査のために指定された番号を必ず記入してください。

なお、事業所番号は昨年と同じです。事業所番号が分からない場合は、調査票の提出先（9. 調査票に関する連絡先：2ページ参照）に照会してください。

例えば、事業所番号が13（東京都）－00058015の場合は次のように記入します。

【記入例】

統計調査番号	調査票番号	年 月 分		事業所番号									
				都道府県	整理番号								
A 0 7	* * * *	2 0 2 5	0 1	1 3	0 0 0 5 8 0 1 5								

(3) 「法人番号」欄には、貴社の法人番号（13桁）を記入してください。

(4) この調査票の作成年月日を、調査票左下の所定箇所に記入してください。

3. 一括事業所の調査票の記入について

一括事業所の調査票とは、あらかじめ経済産業大臣から一括調査報告の指定を受けた事業所が作成するものです。指定を受けた事業所は、指定された品目について、下請事業所などの数値を取りまとめて記入してください。ただし、一括調査報告の指定内容は事業所ごとに異なりますので、指定された内容をよく確認の上、記入してください。

なお、調査票の記入に当たっては、当該事業所が報告すべき事項（5. 共通調査項目別事項、〔月報別記入注意事項〕）を参照の上、記入してください。

4. 特定事業所対象（本社）の調査事項

調査票の記入に当たっては、当該事業所が報告すべき事項（5. 共通調査項目別事項、〔月報別記入注意事項〕）を参照の上、記入してください。

製品欄

工場以外の本社管理の製品について、調査期間中における「受入」、「出荷（販売、その他）」及び「月末在庫」（調査期間の末日現在において、本社又は営業所の倉庫のほか、あなたの企業が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所に保管してある製品の数量）を記入してください。

5. 共通調査項目別事項

調査項目について

調査項目の記入は、調査品目（調査票記載品目）の製品を生産している工場の受払いを品目ごとに記入します。

注：次の調査項目別記入注意は、調査票共通の定義です。調査票の記入は、この定義によりますが、〔月報別記入注意事項〕（7ページ以降）も必ず参照してください。

(1) 製品欄

① 生産

調査期間中に国内にあるあなたの工場で、実際に生産（受託生産を含む。）した製品（調査票記載品目）の数量を次の点に注意をして記入してください。ただし、仕掛中の半製品は除きます。

ア. あなたの工場が他から受託して生産した製品は、受託者側であるあなたの工場の生産として計上してください。

イ. あなたの工場が他に委託して生産させた製品は、これを実際に生産した委託先で生産に計上しますので、あなたの工場の生産には含めないでください。

ウ. あなたの工場での他の製品に加工又は消費するために生産したものも含めてください。

エ. 自社他工場又は他社からの受入品や輸入品で、検査のみをあなたの工場で行ったものは生産に含めず、完成品（製品）扱いとして受入、出荷、月末在庫に含めてください。

② 受入（製品）

調査期間中にあなたの工場で生産している調査品目（調査票記載品目）と同一の製品で、工場又は倉庫に次の事由により受入れた数量を記入してください。ただし、受入欄のない玩具月報の場合は出荷または在庫の該当する調査項目に含めて計上してください。

ア. 他企業から購入したもの（輸入を含む。）

イ. 同一企業内の他工場から受入れたもの

- ウ. 委託生産品及び委託加工品を委託先の工場（下請工場を含む。）から受入れたもの
- エ. 返品（戻入れ）されたもの（廃棄品は除く。）

③ 出荷

調査期間中にあなたの工場及び工場が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷した数量及び販売金額を記入してください。

なお、出荷数量は次の事由により、「販売」、「その他」に区分して記入してください。

（販売）

- ア. 販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの
- イ. 販売することを目的として本社、営業所又は中継地など（これが契約の主体となって借受けている倉庫などを含む。）に出荷したもの
- ウ. 受託生産品を販売業者（消費者を含む。）である委託者へ出荷したもの
ただし、委託者が同一調査品目を生産している生産業者である場合は、販売には計上せず、出荷欄の「その他」に計上してください。
- エ. 同一調査品目を生産していない同一企業内の他工場へ出荷したもの（全くの転売品）
- オ. 輸出したもの（同一企業内の海外工場などへ出荷したものを含む。）

（その他）

- ア. 同一調査品目を生産している同一企業内の他工場に出荷したもの
- イ. 同一企業内の他工場へ原材料として出荷したもの
- ウ. 委託生産又は委託加工のための原材料として出荷したもの
- エ. 受託生産品又は受託加工品を同一調査品目を生産している生産業者（委託者）へ出荷したもの
- オ. 自家使用したもの（見本用、贈答用、展示用、試験研究用、自工場施設などへの設備投資など）

（販売金額）

販売金額は、契約価格又は生産者販売価格により評価した金額を記入してください。

- ア. ここでいう契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込み料、運賃、保険料、その他の諸掛りを除き、消費税を含めたものです。

なお、製品を包装又は梱包して出荷するものについては、その包装費又は梱包費は価格に含めてください。

注：その他の諸掛りには、積下ろし料のほか、保税倉庫保管料、港湾運送費、船積費などがあります。

- イ. 委託者から原材料の供給を受け、加工賃を受け取る場合の価格は、原材料をその受給時の市価で購入したものとして算出してください。

④ 月末在庫

調査期間の末日現在において、あなたの工場で生産した調査品目の製品及び受入品で、あなたの工場及び工場が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所に保管してある製品の数量を記入してください。

なお、在庫には、販売済みのもので未引渡しとなっているものを含め、また、受託生産した製品を受託者が保管している場合は、受託者の在庫に計上します。

また、1社1工場の場合、本社と工場が経理上区別していない倉庫は工場の所属とします。

注：製品欄に記載する数量については、調査項目間に次のバランス関係が成立しますが、在

庫数量には、月末の实在庫量を記入してください。

調査票に「受入」の項目が設けられていないこと（玩具月報）、又は廃棄、災害、棚卸などの事由により、このバランス関係が著しく崩れている場合は、備考欄にその事由を具体的に記入してください。

$$(\text{前月末在庫} + \text{生産} + \text{受入}) - (\text{販売} + \text{その他出荷}) = \text{月末在庫}$$

(2) 労務欄

月末従事者数

調査期間の末日現在において、実際に生産及び管理その他の業務に常時従事する人数を「楽器部門」、「家具部門」、「文具部門」、「玩具部門」、「革靴部門」又は「製革部門」及び「事業所」にそれぞれ記入してください。

① 従事者とは次のものをいいます。

ア. 期間を定めず又は1か月以上の期間を定めて雇われている者。ただし、親企業又は子会社への出向者、長期欠勤者（連続1か月以上）及び労働組合専従者は除きます。

イ. 親企業又は子会社からの出向者、人材派遣会社からの派遣従業者などはアに準じて扱います。

ウ. 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

エ. 個人経営企業の事業主又は家族従業者のうち、常時その工場の業務に従事し、給与の支払いを受けている者

② 「楽器部門」、「家具部門」、「文具部門」、「玩具部門」、「革靴部門」又は「製革部門」の従事者とは、調査品目の生産に従事する者をいいます。

なお、一貫工場又は兼業工場で2業種以上を兼業する工場は、それぞれの業種に区分して記入しますが、兼務している従事者及び補助、管理部門のような共通部門の従事者の数は、妥当な方法（生産額など）で配分してください。

③ 「事業所」の従事者とは、その工場全体の従事者をいいます。

なお、本社の従事者は原則として含めませんが、工場と本社が同一場所にあって区分が困難な場合は含めても差支えありません。

(3) 備考欄

① 製品欄に掲げた調査品目の生産、販売、在庫などに、前月と比べ大幅な変動があった場合は、「〇〇〇向け需要増（又は需要減）」、「事故」、「生産中止」、「棚卸」、「災害」など、差支えない範囲で主な理由を記入してください。

② 生産能力に変化があった場合は、「増設」、「設備廃棄」、「生産能力の見直し」などの理由を記入してください。

〔月報別記入注意事項〕

《 楽 器 月 報 》

調査項目別に記入する場合は、「〔記入注意事項〕5. 共通調査項目別事項」（4～6ページ）によりますが、次の記入注意事項も必ず参照してください。

（1）調査項目

受入（製品）国内・国外

受入の国内欄には、国内の他工場から製品を受入れた場合、国外欄には、輸入品あるいはあなたの企業の海外工場において生産した製品を国内に実際に受入れた場合に記入してください。

受入については、「5. 共通調査項目別事項（1）製品欄 ②受入」（4ページ）を参照してください。

（2）調査品目

次の区分に従って、完成品の数値を記入してください。

① ピアノ

原名はピアノフォルテといい、発音は鋼線（ピアノ線）を使用し、鍵盤の振動からアクションの精密な作用により打弦され、響板により拡大されるピアノをいいます。平型（グランドピアノ）と堅型（アップライトピアノ）の**完成品**の合計を記入してください。

なお、平型は弦が水平に張られていますが、堅型は弦が垂直に張られており、鍵盤は88鍵のものが標準とされています。

② 電子ピアノ・電子オルガン

ア. 電子ピアノ

ピアノ型1段の手鍵盤（足鍵盤なし。）を有し、非電子発振音源又は電子発振音源をもち、発音にタッチレスポンス機能をもつピアノ的な減衰音主体の楽器をいいます。型式には堅型、平型などがあります。

イ. 電子オルガン

2段以上の手鍵盤（一般に足鍵盤も持つ。）を有し、電子発振音源を持つ持続音主体の楽器をいい、一般にスピネット型とコンボ型に大別されます。

スピネット型は、箱型外装で主として独奏を目的とする楽器です。スピネット、コンソール、教会用などがあります。

コンボ型は、主として他の楽器との合奏演奏を目的とする楽器で、組立てが自由なため携帯が便利なもので、コンボ2段、ステージ用などがあります。

③ 電子キーボード類（除く、ミニキーボード）

ア. 電子キーボード

1段の手鍵盤（足鍵盤なし。）を有し、電子発振音源をもつ持続音主体の楽器で、手鍵盤の寸法が標準寸法1オクターブ160mm以上のものを対象とします。

コンボ型、家庭用卓上型などがあります。

イ. キーボードシンセサイザー

音色を使用者が自由に創作することを主とした鍵盤楽器をいいます。

④ 管楽器（リコーダー、オカリナ、信号ラッパなどを除く。）

ア. 木管楽器

元来、木を素材として作ったことから由来する管楽器で、リード（弁）又は管壁の一部を抵抗体として空気を吹きつけ発音するものをいいます。フルート、ピッコロ、クラリネット、オーボエ、イングリッシュホルン、ファゴット（バスーン）、サクソホーンなどがあります。

イ. 金管楽器

金属を素材として作ったことから由来する管楽器で、唇を発音源とするものをいい、管の先端は朝顔状に開口しています。トランペット、ホルネット、トロンボーン、ビューグル、アルト、バリトン、小バス、中バス、大バス、ヘリコンバス、スーザーホーン、ホルンなどがあります。

⑤ ギター・電気ギター

ア. ギター

6本以上のガット、ナイロン、スチールなどの弦を使用し、指又はピックによる発音を空洞の共鳴体により増幅させる楽器をいいます。クラシック、フォークギターのほかフラメンコ、レキント、ウエスタン12弦ギターなどがあります。

イ. 電気ギター

ギターに1個以上のピックアップを装置し、弦の振動の電氣的増幅を可能にした楽器をいいます。ソリッドギター、エレクトリックアコースティックギター、セミアコースティックギター、スチールギターなどがあります。

《 家 具 月 報 》

調査項目別に記入する場合は、「〔記入注意事項〕 5. 共通調査項目別事項」（4～6ページ）によりますが、次の記入注意事項も必ず参照してください。

（1）調査品目

次の区分に従って記入してください。ただし、医療用、理髪用、車両用、船舶用、航空機用は対象外となります。

《金属製家具》

枠体等構成される主要部分が金属製のものをいいます。

ア. 机……天板を支える部分（脚、引出し、袖など）が金属製のもの

（ア）事務用……平机、片袖机、両袖机、わき机、多人数用机、OA機器用机などをいいます。

（イ）その他の机（卓子を含む。）……学校用机〔普通教室用机、特別教室用机

（図書室用机、理科教室用机、音楽教室用机、工作教室用机、裁縫教室用机、料理教室用机、その他の学校教室用机）〕学習机、座机、コピー机、製図机、タイプスタンド、作業台、実験台、演台、会議用卓子（会議用テーブル）、食堂用卓子（食堂用テーブル）、応接用卓子（応接用テーブル）、座卓子、その他の机などをいいます。

なお、上記のもので、いすと連結しているものについては分けて記入してください。

注：学校とは一般の学校及びこれに準ずるものをいいます。

イ. いす……座面、背などを支える部分が金属のもの

（ア）回転式……事務用いすをいいます。ただし、学習用いすは、いすの「（イ）その他の金属製いす」に記入してください。

（イ）その他の金属製いす……学校用いす（普通教室用いす、特別教室用いす、その他の学校教室用いす）、学習用いす、固定いす、作業いす、連結いす（劇場用いす、競技場用いすなど）、折りたたみいす、スツール、座いす、長いす、ベンチ、ソファ（ソファベッドを含む。）、安楽いす、寝いす、デッキチェア、幼児用いす（食堂、レストラン、式場用ハイチェアを含む。）などをいいます。なお、背もたれのないものも含みます。また、連結しているものの数量は1人分を1個に換算（座席数＝個数）して記入してください。

ウ. 引出箱……枠体が金属製のもの

ファイリングキャビネット、カードキャビネット、パンチカードキャビネット、工具キャビネット、図面ケース、卓上キャビネット、ビジブルレコーダー及びその他の引出箱などをいいます。

エ. 保管庫類……枠体が金属製のもので耐火性を除く

開扉式保管庫、引違式保管庫、雑誌架、ロッカー、ワードローブ、カウンター、掃除具入れ、学校用シューズボックス、学校用背面ロッカー（スペースロッカー）、給茶器具庫などをいいます。

オ. 耐火金庫……枠体が金属製のもの

金庫、耐火庫、耐火キャビネットなどで、耐火材を充填されたもの。なお、設

備として構築する金庫扉、書庫扉及び貸金庫をはめ込む金庫は、対象外となります。

カ. 台所用

(ア) 流し台、ガス台、調理台……枠体が金属製のもの

「流し台」、「ガス台」、「調理台」は、単体の場合は1個とし、それぞれの品目欄に記入してください。組合せ（2者が一体）の場合は、それぞれの品目ごとにあん分して記入してください。

なお、台所の配ぜん台、食器水切り台などは調理台に含めます。また、建築物の付属設備として造ったものは対象外となります。

(イ) システムキッチン……枠体等構成される主要部分が金属製のもの

流し台、調理台、ガス台の3者が一体となったものをいい、セットでカウントしてください。

キ. ベッド……枠体が金属製のもの

普通ベッド、病院ベッド、介護用ベッド、2段ベッド及びベビーベッドなどをいいます。

ク. 棚……枠体が金属製のもの

事務用書架、家庭用書架、移動式書架、物品棚（移動式も含む。）、陳列棚、台所用棚（食器棚など）、押入棚、収納壁（底部を固定化し、支柱で数個の収納棚を建造したもの）、その他の棚などをいいます。ただし、全自動倉庫棚（自動棚）は対象外となります。

なお、数量単位は「単式一連の製品」（又は、これに該当する企業の標準品）換算で記入してください。したがって、複式の場合は、その複数となります。なお、単式一連の製品とは一面のみ（背合わせできないもの）しか利用できない製品をいいます。

ケ. 間仕切り

建物の内部空間に取り付けるもので、スタッド式、パネル式があります。製品としてはローパーティション、スライド間仕切り、学校用・事務所用間仕切り、トイレブースなどをいいます。

コ. その他の金属製家具……枠体など主要部分が金属製のもの

つい立て、帽子掛、傘立て、新聞掛、置台、デスクトレイ、本立、マガジンラック、小物整理箱（レターケース）、スケジュールボード（図表機、工程板）、手提金庫、現金輸送箱、貴重品箱などをいいます。

《木製家具》

枠体等構成される主要部分が木質系材料（木材、合板、繊維板、竹、籐など）の製品をいいます。

ア. たんす

洋服たんす、ワードローブ、ロッカータンス、和たんす、衣装たんす、整理たんす、チェスト、昇たんすなどをいい、育児たんす（ベビータンス）も含みます。

なお、婚礼セット、収納セットはそれぞれに分けてカウントしてください。

イ. 棚……枠体が木質系材料のもの

(ア) 食器棚……食器戸棚、サイドボード、リビングボード、カップボード、画面ハッチ、飾り棚、吊り棚、水屋、茶たんすなどをいいます。

- (イ) その他の木製棚……書棚、本箱、本棚、保管棚、陳列棚、物品棚などをいいます。
- ウ. 机……枠体が木質系材料のもの
座机、文机、立ち机（平机、片袖机、両袖机、脇机）、学習机、ライティングデスク、書斎机、作業机などをいいます。
- エ. テーブル……枠体が木質系材料のもの
応接テーブル（センターテーブル、コーナーテーブル、サイドテーブル）、ティーテーブル、食堂テーブル、ダイニングテーブル、座卓、ちゃぶ台（和卓子）などをいいます。
- オ. いす……枠体が木質系材料のもの
(ア) 応接いす……応接用・居間用いす、リビングチェア（アームチェア、コーナーチェア、セレクトチェア）、長いす、ソファ（ソファベッドを含む。）などをいいます。
(イ) 食卓いす……食堂いす、ダイニングチェア、乳幼児用ハイチェアなどをいいます。
(ウ) その他の木製いす……スツール、座いす、学習いす、書斎いす、ロッキングチェア、ハイバックチェア、幼児用いすなどをいいます。
- カ. ベッド……枠体が木質系材料のもの
普通ベッド、病院ベッド、介護用ベッド、二段ベッド及びベビーベッドなどをいいます。
- キ. その他の木製家具……ドレッサー、姿見、げた箱、花器台、電話台、踏み台、傘立て、マガジンラック、整理箱、ワゴンテーブル、カラーボックス、人形ケース、調理台、洗面台、洗面化粧台、キューブ（ボックス）ユニットなどをいいます。

(2) 生産能力

① 対象品目

金属製事務用机、金属製回転いすの生産能力とします。

② 対象設備

事務用机の甲板の加工設備及び回転いすの最終組立ライン。

ただし、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止中で再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とするものは含めません。

③ 操業時間及び日数

1日当たりの労働時間及び年間労働日数は、労働協約で定められたものとし、各事業所において定めます。又、生産のネック要因になりうるものは、生産能力算定の際に考慮してください。

なお、一時的な受給関係による操業時間又は操業日数の変動、行政的な制約などによる生産制限及びストライキ、災害等は稼働率の変動とみなし、生産能力算定の際に考慮しません。

④ 労働条件

労働力は、生産設備に応じた標準的な人員を前提とします。

⑤ 原材料及び燃料

当該品目として平均的な品質を前提とすることが困難な場合は、各事業所において使用される平均的な品質を前提として差支えありません。

⑥ 算式

年間生産能力 = 1時間当たりの生産量 × 労働協約時間 × 年間の労働協約日数 × 1/12

⑦ その他

製造する品種によって生産能力が大きく異なる場合は、主要品種若しくは標準的な品種（JIS 規格など）を製造した場合の生産能力を算出してください。

生産能力は毎月変動するものではなく、設備投資などに伴う増設、増強などにより変化が生じた場合は、規模の大小に関係なく生産能力記入欄に改定値を記入し、その理由を備考欄に記入してください。

《 文 具 月 報 》

調査項目別に記入する場合は、「〔記入注意事項〕 5. 共通調査項目別事項」（4～6 ページ）によりますが、次の記入注意事項も必ず参照してください。

（1） 調 査 品 目

次の区分に従って記入してください。

① 鉛筆

手帳用などの特殊鉛筆や金具、ゴム付などの種類に関係なく**完成された製品を記入**してください。なお、色鉛筆も鉛筆に含めます。

② シャープペンシル

材料、型式に関係なく**完成された製品を記入**してください。なお、シャープペンシルとボールペンの複合製品については、シャープペンシルに含めます。

③ ボールペン

材料、機能、型式に関係なく、先端にボールをはめ込んだ筆記具（**完成品**）をインクの種類により水性のものと、油性のものに分類して記入してください（中性のものは水性に入れてください。）。

④ マーキングペン

水溶性、油溶性のもので**完成された製品を記入**してください（筆ペンを含めます。）。

⑤ クレヨン・パス・水彩絵の具

水彩絵の具については、チューブの大きさを問わず記入してください。

⑥ 修正液

ボトル型、ペン型、水性、油性を問わず記入してください。

⑦ 修正テープ

完成品、詰替用を問わず記入してください（貼って剥がせるタイプのテープは含めません。）。

（2） 生 産 能 力

① 対象品目

ボールペンの中芯の生産能力及び生産実績とします。

② 対象設備

インキング・マシン

ただし、将来廃棄を予定して休止した設備、及び現在休止中で再利用するには設備の更新に近い大改造を必要とするものは含めません。

③ 操業時間及び日数

1日当たりの労働時間及び年間労働日数は、労働協約で定められたものとし、各事業所において定めます。また、生産のネック要因になりうるものは、生産能力算定の際に考慮してください。

なお、一時的な受給関係による操業時間又は操業日数の変動、行政的な制約などによる生産制限及びストライキ、災害などは稼働率の変動とみなし、生産能力算定の際に考慮しません。

④ 労働条件

労働力は、生産設備に応じた標準的な人員を前提とします。

⑤ 算 式

中芯月間生産能力 = 1 時間当たりの生産量 × 1 日の労働協約時間 × 年間労働協約日数
× 1/12

〔算出例〕 標準的な状態（人員等）でインキング・マシンを 1 時間稼働させると、中芯が
千本生産可能な能力を所持し、1 日の労働協約時間が 1 直の 8 時間、年間労働協
約日数が 240 日の事業所の場合

1,000 本 × 8 時間 × 240 日 ÷ 12 か月 = 160,000 本 → 中芯月間生産能力

⑥ そ の 他

能力の算出においては、中芯の検査能力は考慮せずにインキング・マシンのみを対象と
してください。また、生産能力に変化が生じた場合（増設、増強、廃棄など）は、規模の
大小に関係なく生産能力欄に改定値を記入し、その理由を備考欄に記入してください。

《 玩 具 月 報 》

調査項目別に記入する場合は、「〔記入注意事項〕5. 共通調査項目別事項」（4～6ページ）によりますが、次の記入注意事項も必ず参照してください。

（1） 調 査 対 象

1 ページの「3. 調査の対象」のとおりですが、玩具（調査票記載品目）の完成品（分解、組立が自由にできるものも含む。）を実際に生産する事業所（工場）が調査の対象になります。したがって、部品又は半製品を購入若しくは支給されて、これを完成品とする事業所（工場）も調査の対象になります。

（2） 調 査 品 目

次の区分に従って記入してください。遊び又は愛玩用に使用するもの（娯楽装置用具、運動用具を除き人形を含む。）で工業的に量産されるものをいいます。

① 機械玩具（可動装置を有するもの）

素材のいかんを問わず次の区分に従って記入してください。

ア. 電子応用玩具

集積回路を使用する玩具をいいます。

例えば、電子ゲーム機、テレビゲームの本体及び周辺機器、トイラジコン、トランシーバ玩具、電子楽器玩具、音声認識玩具などが含まれます。

イ. 電動玩具

電子応用玩具以外で乾電池（水銀電池、太陽電池なども含む。）又は電気を電源として動かす玩具をいいます。例えば、電動の走行玩具、アクション玩具、レール玩具、リモートコントロール玩具などが含まれます。

② プラスチック製玩具（可動装置を有しないもの）

主としてプラスチックを使用したものをいいます。

ア. プラスチックモデル

ランナー付きのキットを用いて組立するものをいいます。

イ. その他のプラスチック製玩具

プラスチックモデル以外のプラスチック製玩具をいいます。

《 革 靴 月 報 》

調査項目別に記入する場合は、「〔記入注意事項〕5. 共通調査項目別事項」（4～6ページ）によりますが、革靴月報については、次の記入注意事項も必ず参照してください。

（1） 調 査 品 目

革靴とは、総革のもの、あるいは表甲革（1枚甲）又は本底革が天然革のものをいいます。総合成皮革製の靴、一部に天然革（なめし革）を使用した靴、革製サンダル、革製スリッパは、調査品目から除きますので注意してください。

次の区分に従って記入してください。

① 紳士用革靴

23 cm以上の一般紳士用短靴、半長靴などをいい、紳士用サンダル靴を含めます。

② 婦人用・子供用革靴

ア. 婦人靴は、21 cm以上のもので、一般婦人用短靴、長靴（ブーツ）などをいい、婦人用サンダル靴を含めます。

イ. 男児靴は、23 cm未満のもので、短靴、長靴、サンダル靴、その他特殊靴をいいます。

ウ. 女児靴は、21 cm未満のもので、男児靴に準じます。

③ 運動用革靴

登山靴、スパイク靴、ゴルフ靴、バレー靴、サッカー靴、ダンス用、ステージ用、室内用、医療用などの革靴（短靴、半長靴、長靴など）をいいます。

④ 作業用革靴

保安靴、耐酸靴、耐電靴などをいいますが、官公需要（防衛省、警察、その他一般官公庁向けのもの）も含めて記入してください。

ただし、一般靴に準ずる靴は、紳士用革靴、婦人用・子供用革靴に含めます。

《 製 革 月 報 》

調査項目別に記入する場合は、「〔記入注意事項〕5. 共通調査項目別事項」（4～6ページ）によりますが、製革月報については、次の記入注意事項も必ず参照してください。

（1） 「1-1. 製品」欄

次の区分に従って記入してください。

調査品目から副産される床革及びくず革は対象から除きます。

「クロム甲革（工業用を除く）」

靴の甲革、袋物、手袋、運動用具などに使用され、牛皮、馬皮、豚皮、やぎ・めん羊皮などをクロムなめしたものをいいますが、クロムでなめした後、さらにタンニン若しくはその他のなめし剤でなめすコンビネーションなめしのものもあります。

注：枚数欄には1頭分＝1枚として計算した枚数を記入してください。したがって、1頭分を裁断した原皮や革は必ず1頭分の大きさに寄せ集めたものを1枚として記入してください。

なお、床革、くず革、くず原皮は除きます。

（2） 「1-2. 製品－販売内訳」欄

「1-1. 製品」欄の「販売」の内訳として、「革製品製造業者向」を「1－2. 製品－販売内訳」欄で調査していますので、次の定義に従って記入してください。

「革製品製造業者向」

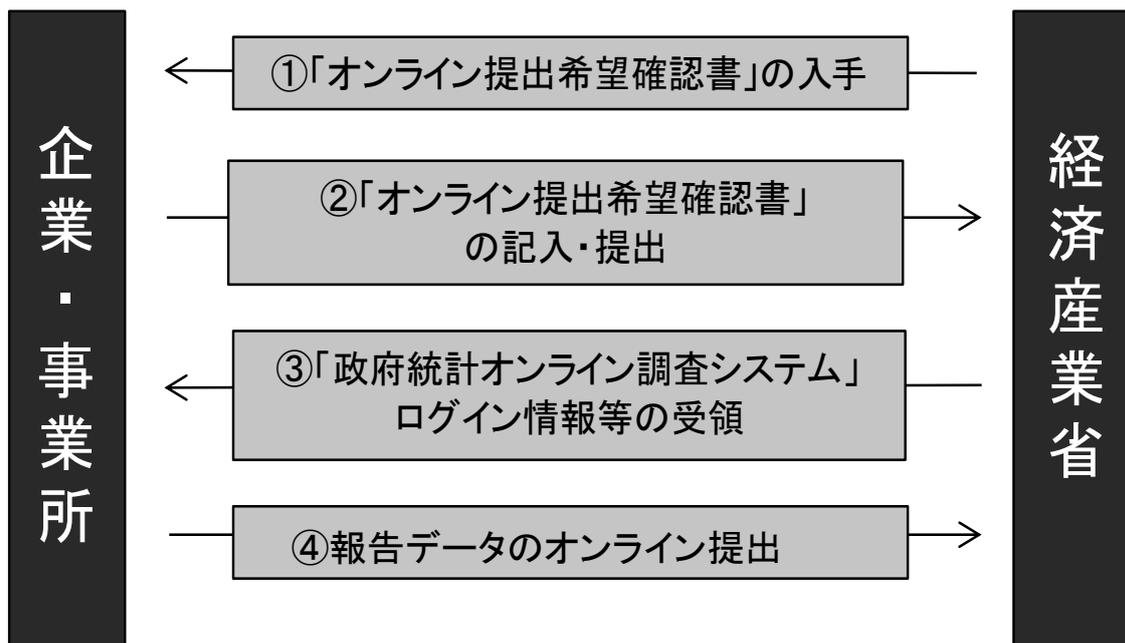
革靴、革かばんなどの革製品製造業者向けに直接販売した枚数、面積及び金額を記入してください。

調査票のオンライン提出について

生産動態統計調査などの調査票をオンラインで提出するには、企業・事業所と経済産業省の間をインターネットなどの情報ネットワークで結び、各種の調査票の報告を行う「政府統計オンライン調査システム」を利用することになります。

システム利用に関する手続きの流れ及び「オンライン提出希望確認書」の記入要領、提出方法、提出先、問合せ先は以下のとおりです。

システム利用手続きの流れ



(1) システム利用に関する手続きの流れ（※）

①「オンライン提出希望確認書」の入手

21 ページに「オンライン提出希望確認書」【新規届】（※）の様式がありますので、コピーして利用してください。

なお、経済産業省ホームページからも様式（Excel 形式）の取得が可能です。

<https://www.meti.go.jp/statistics> → 統計トップページ「調査にご協力いただいている方へ」 → 「オンラインによる統計報告」 → 「2. オンライン提出希望確認書」

②「オンライン提出希望確認書」の記入・提出

「オンライン提出希望確認書」に必要事項を記入し、経済産業省へ E-MAIL 又は郵送にて提出してください。

なお、電話などで記入内容の確認をする場合があります。

③「政府統計オンライン調査システム」ログイン情報等の受領

経済産業省から、「政府統計オンライン調査システム」にログインする際に必要な調査対象者 ID、初期パスワードを記載した資料及び操作説明書を郵送します。

④ 報告データのオンライン提出

調査票提出日までに、オンラインによる調査票データの提出をしてください。

※「調査対象者 ID」、「初期パスワード」情報が送付されている場合、「オンライン提出希望確認書」【新規届】の提出は必要なく、既にオンラインによる調査票の提出が可能となります。

(2) オンライン提出希望確認書記入要領

① オンライン開始希望時期

- ・何月分の提出からオンライン開始を希望するのか記入してください。

② オンライン担当者情報

- ・「担当者名」欄には、実際に「政府統計オンライン調査システム」を利用してオンライン提出を行う担当者名を記入してください。
- ・「メールアドレス」欄には、オンライン担当者が業務で使用している E-MAIL アドレスを記入してください。

※政府統計オンライン調査システムを利用する際に必要なパソコンの利用環境については、20 ページで確認してください。

③ オンライン提出調査票

- ・「事業所番号」欄には、オンライン担当者が調査票データのオンライン提出を担当する事業所の事業所番号を記入してください。
- ・「調査票番号」欄には、事業所ごとにオンライン提出する調査票番号を記入してください。一部オンライン提出しない調査票がある場合は、当該調査票番号は記入しないでください。
- ・1 事業所の調査票番号を 1 行に書くことができない場合は、次の行に記入してください。
- ・記入欄が足りない場合は、「オンライン提出希望確認書」をコピーし、2 枚目以降に記入してください。

(3) 「オンライン提出希望確認書」の記載内容に変更が生じた場合

「オンライン提出希望確認書」の記載内容に変更が生じた場合は、22 ページの「オンライン提出希望確認書」【変更届】に変更内容を含む全ての項目を記入し、提出してください。様式 (Excel 形式) の入手方法及び提出先は、前記【新規届】と同様です。

(4) 調査に関する問合せ先

経済産業省 大臣官房調査統計グループ 鉱工業動態統計室

電話：03-3501-1511 (代表)

企画調整班 2861~2862 (内線)

(5) 「オンライン提出希望確認書」の提出先及び「政府統計オンライン調査システム」に関する問合せ先

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省 大臣官房調査統計グループ

統計情報システム室 オンライン調査担当

電話：03-3501-1090 (直通)

E-MAIL：bz1-stats-info@meti.go.jp

【参考】パソコンの利用環境について

政府統計オンライン調査システムは、インターネットを利用したシステムです。利用に当たっては、以下のシステム環境及び通信環境が必要です。

●システム環境（2024年9月現在）

OS	ブラウザ	表計算ソフト（※2） （Excel調査票をご利用の場合のみ）
Windows 11（※1） Windows 10（※1）	Firefox 130 Google Chrome 128 Microsoft Edge 128	Excel for Microsoft 365 Microsoft Office Excel 2021 Microsoft Office Excel 2019 Microsoft Office Excel 2016
macOS 14.6	Safari 17	—

（※1）「デスクトップモード」の場合に限ります。

（※2）表計算ソフトにおける注意事項は以下のとおりです。

- ・Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応していません。
- ・Excel のマクロ機能を有効にする必要があります。

また、Excel のマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合（※）があります。

（※）例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます。

- ・「このファイルのソースが信頼できないため、Microsoft によりマクロの実行がブロックされました。」と表示された場合は以下の URL に対処法の記載があります。

https://www.e-survey.go.jp/faq/Security_risk

●通信環境

ブロードバンド環境を推奨します。

なお、利用環境の詳細や最新情報は、以下の URL から確認してください。

https://www.e-survey.go.jp/recommended_env

●政府統計オンライン調査システムマニュアル

以下の URL にアクセスし、確認してください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/manuald.pdf>

●政府統計オンライン調査システムのよくある質問及び回答

以下の URL にアクセスし、確認してください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/qa.html>



オンライン提出希望確認書（経済産業省） 【 新規届 】

記入日： _____

オンライン開始希望時期	年	月分の提出から
-------------	---	---------

オンライン担当者情報	実際にシステムを操作される方をご記入ください。ご担当者が複数の場合は代表者名としてください。		
担当者名			
企業名			
部署名			
資料送付先	(〒)		
電話番号		内線	
メールアドレス			

オンライン提出調査票	1つの事業所で調査票が9種類以上になる場合は、次の行に続けてご記入ください。							
事業所番号(数字10桁)	調査票番号(数字4桁)							

政府統計オンライン調査システム運用にかかる事務の目的を超えて、個人情報を利用したり提供することはございません。

《問合わせ先》

経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室 オンライン調査担当

TEL: 03-3501-1090

E-MAIL: bzl-stats-info@meti.go.jp

(2023.06様式)



オンライン提出希望確認書（経済産業省）

【 変更届 】

記入日： _____

調査対象者ID	
---------	--

現在ご利用中のID(英数字10桁)をご記入ください。

オンライン担当者情報	実際にシステムを操作される方をご記入ください。ご担当者が複数の場合は代表者名としてください。		
担当者名			
企業名			
部署名			
資料送付先	(〒)		
電話番号		内線	
メールアドレス			

オンライン提出調査票	1つの事業所で調査票が9種類以上になる場合は、次の行に続けてご記入ください。							
事業所番号(数字10桁)	調査票番号(数字4桁)							

政府統計オンライン調査システム運用にかかる事務の目的を超えて、個人情報を利用したり提供することはございません。

(備考欄)	例) 1234567890(事業所番号) 1234(調査票番号) 4月分より追加
-------	--

《問合わせ先》

経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室 オンライン調査担当

TEL: 03-3501-1090

E-MAIL: bzl-stats-info@meti.go.jp

(2023.06様式)



政府統計



楽

器

報

経済産業省生産動態統計調査

(2025年 月 分)

基幹	幹	統	計
経済産業省	生産動態	統計	
提出先	経済産業大臣		
提出期日	翌月15日		
提出部数	1部		

1. 製品	項目	単位	番号	生産		受(製品)		入		出		月末在庫
				A	B	C	D	E	F	G		
											国	
ピアノ	台	0101										
電子ピアノ・電子オルガン	台	0102										
電子キーボード類 (ミニキーボードを除く)	台	0103										
管楽器	本	0104										
ギター・電気ギター	本	0105										

注1. 受入の国外の欄には、輸入品及びあなたの企業の海外工場において生産した製品を国内に受入れた場合に計上してください。
 2. 出荷及び月末在庫欄には受入分も含めてください。
 3. 販売金額とは、販売数量を契約価格(消費税も含む)で評価した金額をいい、契約価格又は生産者販売価格(消費税を除く)を除いたものです。

3. 労働	区	分	業務	番号	単位:人		備考
					月末	従事者数	
楽器	部	門	0301	A			
事業	業	所	0302				

企業名	本社又は本店所在地	(〒 - -) (電話 - - -)
事業所名	事業所所在地	(〒 - -) (電話 - - -)
報告者の氏名	作成者の氏名及び部署名	(電話 - - -)

統計調査番号	調査票番号	年	月	日	事業所番号	整理番号	番号
A075020	2025						

法人番号	
------	--

経済産業省(鉱工業動態統計室)

令和4.12改正



家具月報

(2025年 月 分)

基幹統計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製品		単位:個						
品目	項目番号	生産	受入 (製品)	出		月末在庫		
				販売			その他	
				数量	金額(千円)			
		A	B	C	D	E	F	
金属製	机	事務用	0101					
		その他の机(卓子を含む)	0102					
	いす	回転式	0103					
		その他の金属製いす	0104					
	引出箱	0105						
	保管庫類	0106						
	耐火金庫	0107						
	台所	流し台	0108					
		ガス台	0109					
		調理台	0110					
	用	システムキッチン	0111	セット	セット	セット	セット	セット
	ベッド	0112						
	棚	0113						
	間仕切り	0114	m	m	m		m	m
	その他の金属製家具	0115						

木製	たんす	0116					
	棚	食器棚	0117				
		その他の木製棚	0118				
	机	0119					
	テーブル	0120					
	いす	応接いす	0121				
		食卓いす	0122				
		その他の木製いす	0123				
	ベッド	0124					
	その他の木製家具	0125					

注：1. 販売金額とは、販売数量を契約価格又は生産者販売価格（消費税を含む）で評価した金額をいい、契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込料、運賃、保険料、その他の販売諸掛を除いたものをいいます。

3. 労働		単位:人
区分	番号	月末従事者数
家具部門	0301	A
事業所	0302	

4. 生産能力			
区分	単位	番号	月間生産能力
金属製	事務用机	個	0401
	回転式いす	個	0402

備考

企業名	本社又は本店所在地	(〒 -) (電話 - -)
事業所名	事業所所在地	(〒 -)
報告者の氏名	作成者の所属部署及び氏名	(電話 - -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年月分	事業所番号			
A 0 7	5 0 3 0	2 0 2 5	都道府県 整理番号			

法人番号	
------	--



文 具 月 報

政府統計

(2025年 月 分)

基幹統計	経済産業省生産動態統計
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製品	項目	品目	単位	番号	生産	受入 (製品)	出		その他	月末在庫	
							販				荷
							数	金額(千円)			
		A		B		C	D	E	F		
鉛筆	シャープペンシル	筆	グロス	0101							
		水性	千本	0102							
		油性	千本	0103							
		油性	千本	0104							
		油性	千本	0105							
		油性	千本	0106							
		油性	千本	0107							
		油性	千本	0108							

注1. 出荷及び月末在庫欄には受入分も含めてください。
 注2. 販売金額とは、販売数量を契約価格又は生産者販売価格(消費税も含む)で評価した金額をいい、契約価格又は生産者販売価格から積送料、運賃、保険料、その他の販売諸掛を除いたものです。

3. 労務		単位:人	
区	番号	月末	従事者数
文具部	0301	A	
事業所	0302		

4. 生産能力		単位:千本	
区	番号	中芯	月間生産実績
ボーンキルグ・ペシオン (インキング・マシオン)	0401	A	B

備考	
企業名	本社又は本店所在地 (〒 - -) (電話 - - -)
事業所名	事業所所在地 (〒 - -) (電話 - - -)
報告者氏名	作成者及び所属部署氏名 (電話 - - -)

統計調査番号	調査票番号	年	月	日	事業所整理番号	事業所番号
A075050	2025	2	0	2	5	

法人番号

経済産業省(鉱工業動態統計室)

令和4.12改正



玩具月報

政府統計

(2025年 月 分)

基幹産業省生産動態統計
提出先 経済産業大臣
提出期日 翌月15日
提出部数 1部

1. 製品		品目	項目番号	生産	出荷		荷		月末在庫
品目	数量				金額(千円)	その他	D	E	
機械玩具 (可動装置を有するもの)	電子応用玩具	0101							
	電動玩具	0102							
プラスチック玩具 (可動装置を有しないもの)	プラスチックモデル	0103							
	その他のプラスチック製玩具	0104							

単位：ダース

注1. 出荷及び月末在庫には受入分も含めてください。
 注2. 販売金額とは、販売数量を契約価格又は生産者販売価格（消費税も含む）で評価した金額をいい、契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積送料、運賃、保険料、その他の販売諸掛を除いたものです。

3. 労務		業務	単位：人
区分	番号		
玩具部門	0301		A
事業所	0302		

備考

企業名	本社又は本店所在地	(〒 - -) (電話 - -)
事業所名	事業所所在地	(〒 - -) (電話 - -)
報告者の氏名	作成者の所属及び氏名	(電話 - -)

統計調査番号	調査票番号	年	月	日	事業所番号
A075080	2025				整理番号

法人番号

(年 月 日作成)



革靴月報

政府統計

(2025年 月 分)

基 礎 統 計	幹 事 部
経 済 産 業 省	生 産 動 態 統 計
提 出 先	経 済 産 業 大 臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 数	1 部

1. 製 品 目 番 号	項 目	生 産 品 目 番 号	受 入 品 目 番 号	出		荷		月 末 在 庫
				販 出 数	金 額 (千 円)	そ の 他	E	
紳 士 用 革 靴 0101		A	B					F
婦 人 用 ・ 子 供 用 革 靴 0102								
運 動 用 革 靴 0103								
作 業 用 革 靴 0104								

単位：足

注1. 出荷及び月末在庫欄には受入分も含めてください。
 注2. 販売金額とは、販売数量を契約価格又は生産者販売価格（消費税も含む）で評価した金額をいい、契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込料、運賃、保険料、その他の販売諸掛を除いたものです。

3. 労 務		単位：人
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数
革 靴 部 門	0301	A
事 業 所	0302	

備 考

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
報 告 者 名	作 成 者 の 所 属 部 署 名 及 び 氏 名	(電話 - -)

統 計 調 査 番 号	調 査 票 番 号	年	月	分	事 業 所 番 号
A 0 7	5 1 0 0	2 0 2 5			都 道 府 県 整 理 番 号

法人番号

(年 月 日作成)



製 革 月 報

政府統計

(2025 年 月 分)

基 礎 統 計	幹 事	計 算
経 済 産 業 省	生 産 動 態 統 計	大 臣
提 出 先	経 済 産 業 大 臣	
提 出 期 日	翌 月 15 日	
提 出 部 数	1 部	

注1. 出荷及び月末在庫欄には受入分も含めてください。
 注2. 販売金額とは、販売数量を契約価格又は生産者販売価格（消費税も含む）で評価した金額をいい、契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込料、運賃、保険料、その他の販売諸掛を除いたものです。

1-1. 製品	品 目	番 号	生 産		受 入 (製 品)		出 荷		月 末 在 庫
			枚数(丸革換算)	枚数(丸革換算)	枚数(丸革換算)	枚数(丸革換算)	枚数(丸革換算)	枚数(丸革換算)	
クロム甲革	成	0101	A	B	C	D	E	F	G
	その他の(成牛以外のクロム革)	0102							

← 販売業者向・革製品製造業者向の合計を記入してください。

↓ 販売のうち、革製品製造業者向を記入してください。

1-2. 製品 - 販売内訳			革 製 品 製 造 業 者 向	
品 目	項 目	番 号	枚数(丸革換算)	金額(百万円)
			A	C
クロム甲革	成	0121	B	
	その他の(成牛以外のクロム革)	0122		

単位：人

3. 労 務		月 末 従 事 者 数
区 分	番 号	A
製 革 部 門	0301	
事 業 所	0302	

備 考

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 - -) (電話 - -)
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地	(〒 - -) (電話 - -)
報 告 者 名	作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - -)

統 計 調 査 番 号	調 査 票 番 号	年 月 分	事 業 所 番 号
	A 0 7 5 1 1 0	2 0 2 5	整 理 番 号

法人番号

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。